

平成 28 年度決算特別委員会（第 9 日 10 月 17 日）

おはようございます。公明党県民会議の天野文夫である。4項目について早速質問させていただいたので、どうぞよろしくお願いします。

1項目目は、自然学校推進事業の充実についてである。

自立して未来に挑戦する態度を育成する取組の一つとして、兵庫型体験教育が推進されている。小学校段階では、小学3年生の環境体験事業、小学5年生の自然学校推進事業、中学校段階では中学1年生の青少年芸術体験事業である、わくわくオーケストラ教室、中学2年生では地域に学ぶトライやる・ウィーク推進事業が実施されている。これらの事業の発達段階に応じた体験は、児童生徒にとって大人の何十倍もの貴重な経験となるものであり、社会人に向けて成長していく上でも大変有意義なものである。私は、歴史ある兵庫県の学校教育への取組の中でも特に評価するものである。

このような体験活動の事業の中でも、私が着目しているのは、小学5年生の自然学校推進事業である。自然学校推進事業は、今年度、事業開始から 30 年を迎える。私も、この事業開始当初に、教員として5泊6日の自然学校に参加した。自分がいない間に、妹にお母さんをとられてしまうとホームシックになって泣いたりした児童もいたが、自然学校は児童にとって自立に向けた体験となり、さまざまな活動を通して大きな成長を感じた。また、親離れ子離れの絶好の機会にもなっていた。これまでの自然学校推進事業の長い歴史を踏まえ、新しい試みも加えていく中で、事業の更なる充実を求めたいと思う。

今後は、キャリア教育の視点を盛り込んだ兵庫型体験教育のあり方を検討されているようであるが、自然学校推進事業のこれまでの取組の現状と課題、事業の充実を図るための今後の展開について、当局の所見をお伺いする。

答弁にあった工夫、そして、今回の調査を生かして、今まで積み上げてきたことをもとに、目的や目標の再確認をしっかりとっていただきたい。各学校での取組をこれからも伸ばしていただき、地域の特性、または内容、実施場所や期間などもよく考慮して、よりよいものに充実させてほしいと思うので、引き続いてよろしくお願いします。

次に、2項目である。

教職員の特別支援教育に関する専門性の向上に向けた研修の充実についてである。

近年、不登校やいじめ問題など複雑な教育問題の対応が進む中で、発達障害などの支援が必要な児童生徒は増加しており、特別支援教育の重要性が今までより一層高まっている。また、共生社会の実現に向けて、支援が必要な児童生徒一人ひとりに

応じた指導や支援に加え、障害のある者となない者が可能な限り共に学ぶ仕組みであるインクルーシブ教育システムの構築が課題となっている。

インクルーシブ教育システムを構築するためには、全ての教職員について、特別支援教育に関する一定の知識、技能を有していることが求められる。特に、発達障害に関する知識、技能は、発達障害の可能性のある児童生徒の多くが通常の学級に在籍していることから必須である。さらに、平成28年4月から合理的配慮の提供義務化により、専門性の向上が必要になっている。そのため、校長等の管理職や教育委員会のリーダーシップを発揮し、率先して特別支援教育に関する専門性を高めなければならない。

そこで、特別支援教育に関する専門性を向上するための研修の充実について、これまでの取組の成果と課題、今後の展開について、当局の所見をお伺いする。

これまで以上により充実させて、進めていただきたいと思います。その中で、インクルーシブ教育のシステムの理念が児童生徒に反映され、そこからまた家庭の中でも話し合えるような、家庭や地域の啓発の推進も大切なことであるので、よろしく願いしたい。また、社会教育なども推進するという、あらゆる方面からインクルーシブ教育のシステムが推進していくよう、引き続きよろしくお願いする。

次に3項目の教職員の勤務時間適正化の推進についてである。

近年、学校においては、求められる教育課題が複雑化・困難化し、業務は増加している。学校現場を取り巻く状況が大きく変化する中で、教職員の職務は多岐にわたり、その時間的・精神的負担が増大している。このような課題を解決するため、県では教職員の勤務時間適正化に向けた取組を推進してきた。例えば、県内の公立学校では、定時退勤日やノー部活デーなどさまざまな取組が進められているが、まだまだ十分とは言えない。特に中学校や高等学校では部活動指導の負担が重いと聞くが、外部の専門家を活用した部活動指導などを推進することにより、勤務時間の適正化が一層図られるのではないかと。昨年度、県ではこれまでの教職員の勤務時間適正化新対策プランに基づいた取組について、取組評価検討委員会を設置し、1. 教職員の勤務実態調査、2. 勤務実態に係る意識調査、3. 学校訪問等での聞き取り調査の結果を踏まえた結果や課題の分析及び検証を行うとともに、より一層の勤務時間の適正化を図る方策の検討を行った。そして本年4月に、検討委員会における議論、意見をもとに、今後取り組むべき方策として、これまでの取組の中で効果のあった事例の活用を中心とした教職員の勤務時間適正化推進プランを策定している。この新しい推進プランに基づいて、さまざまな取組を行っていると思うが、その成果が一層の教職員の勤務時間適正化につながることに期待している。

そこで、教職員の勤務時間適正化について、これまでの取組の成果と課題、今後の

展開について、当局の所見をお伺いする。

職場全体の周知徹底や研修が本当に大事だと思う。個々の教師が人としての生き方、また、資質の向上を図り、魅力ある教師になることが大切であると思うし、元気ではつらつとした教師、そして、成長し続ける大人というものを児童生徒に接する中で与えていただきたいと思う。自身を磨くためにも勤務時間の適正化は大切なことであるので、引き続いて推進していただくよう、願います。

次に、4項目、教職員のメンタルヘルスについてお伺いする。

先ほどの教職員の勤務時間適正化の推進のところでも申し上げたが、教職員に係る肉体的、精神的負担は近年増大しており、精神疾患になられる方も少なくない。昨年度の本県における精神疾患による病気休暇等取得者数は、平成27年度と同水準の212人となっている。その内訳は、継続が61人、新規が103人、再発が48人となっている。まだまだ少なくない人数の方が精神疾患になられたり、あるいは再発に苦しんでおられる。精神疾患の主な要因としては、自身の健康状態、家庭問題等が50%、児童生徒や同僚等との人間関係が45.3%、業務の量、業務全般への不安が28.8%などとなっており、必ずしも学校の問題だけではない一面もあるにせよ、人間関係への対応や業務量の増大は、確実に教職員に影響していると思う。

私も学校に勤務していたころ、60名ほどの教職員のうち、毎年2、3人が病気休暇に入っていた。やはり現場で働いていてそのような光景を見るのは大変つらいものがあった。このように精神的に追い詰められそうになっている教職員が、病気休暇に入られる前に、気軽に専門医等に相談できる機会の充実であるとか、周りからのバックアップが受けやすいような体制が整っていれば、もう少し病気休暇に入られる方を減らすことができたのではないかという思いがある。また、病気休暇から復帰された後も、さまざまなフォローの仕組みがあると思うが、一生懸命頑張ろうとしている方に対する支援を一層充実させる必要があると考えている。例えば、本年4月に県教育委員会が作成した「ワーク・ライフ・バランス実現に向けて～教職員のための休暇制度等～」という冊子の中に、メンタルヘルスに関する相談をしたいときから精神性疾患等による病気休暇・休職からの復帰への支援などの内容がまとめられているが、このような情報をきちんと知っているだけでも、教職員にとって、自分一人ではない、さまざまな支援を受けることができるという安心感を得ることもつながるのではないか。教職員のメンタルヘルスについて、これまでの県の取組の成果と課題、今後の展開について、当局の所見をお伺いする。

今回は特に教職員の資質の向上や、勤務時間の適正化、そして、メンタルヘルスを取り上げて質問させていただいた。あくまでも主人公は児童生徒である。その児童生

徒に関わる教職員の健康や、資質の向上、そして働き方も含めて考えていかなければならない問題だと思っている。私もいつも心がけているのは、児童生徒にとっての最大の教育環境は教師自身であるという言葉をいつも思っている。そのためにもしっかりとした取組、また、教育委員会のアドバイスや指導もよろしくお願ひしたいと思う。どうぞよろしくお願ひする。

以上で私の質問を終わる。